

## 広報とよかわ広告原稿作成要領

「広報とよかわ」に広告掲載を申し込む場合は、以下の作成要領により広告原稿を作成するものとする。

### 1 広告原稿の作成

#### (1) 配色

4色（シアン・マゼンダ・イエロー・ブラック）

※ J I S規格の色に限る

#### (2) 大きさ

天地：24.0cm 左右：17.0cm

※ 2分の1の大きさに使用する場合は、天地：12.0cm 左右：17.0cm

#### (3) 使用するソフト（Windows版に限る）

##### ①Adobe Illustrator

- ・CMYKモードで作成すること
- ・広告原稿データにはアウトラインをかけてEPS形式で保存すること。トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは外しておくこと
- ・バージョンは、CC2023まで

##### ②Adobe Photoshop

- ・広告原稿データは、使用サイズの100%で解像度300dpiにすること。レイヤーがある場合は統合してEPS形式で保存すること
- ・入稿には配置されたすべての画像データを提出すること
- ・バージョンは、CC2023まで

#### (4) 使用する文字

原則として、広告内の文字の大きさは11級以上とし、使用する漢字、音訓、仮名づかい、送り仮名は、内閣告示および記者ハンドブックなどに準ずるものとする。

## (5) 著作権

広告原稿データに、イラスト、写真、ロゴなどを使用する場合は、  
広告主で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払い  
をすること。

### 2 データの提出

広告原稿データは、出力原稿とともに CD-R などの記録メディアま  
たはメール添付などにより提出すること。ただし、提出したメディア  
の返却はしない。また、Adobe Illustrator で広告原稿を作成したと  
きは、アウトラインをかけた後のデータを提出すること。

### 3 データの修正

市は、広告原稿データの修正を行わない。データの提出後に修正が  
ある場合は、広告原稿提出期限までに広告主が修正し再提出すること。